

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日につき
当たるときは、その翌日)

目次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

計量器の定期検査の実施

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第百八十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規

定により告示する。

昭和五十一年三月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 指 定 年 月 日 | 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|--------|----------------------|
| 昭和五十一年三月一八日 | 大谷 医 院 | 八頭郡那家町大字宮谷 一三二一ノ五 |

鳥取県告示第百八十二号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、八頭郡及び東伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十一年三月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

| 実 施 期 間 | 実 施 場 所 |
|---------|---------|
|---------|---------|

| | |
|---------------------------------|------------|
| 昭和五十一年四月十二日から 昭和五十一年三月三十一日まで | 当該計量器の所在場所 |
|---------------------------------|------------|

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

| 検 査 期 日 | 検 査 時 間 | 実 施 区 域 | 検 査 場 所 |
|---------|---------|---------|---------|
|---------|---------|---------|---------|

| | | | |
|--------|------------------|--------|---------|
| 四月 十二日 | 午前十時から 午後三時まで | 八頭郡若桜町 | 若桜中学校 |
| " 十三日 | " | " | " |
| " 十四日 | " | 八東町 | 丹比小学校 |
| " 十五日 | " | 那家町 | 那家中央公会堂 |
| " | " | 船岡町 | 船岡公民館 |

鳥取県告示第百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

久米ヶ原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 坂本 寿雄 倉吉市下米積三二九

小谷 通能 国府三三〇

山本 晃 福光二七七

長田 清太郎 横田八三

十六日 河原町 河原町役場

十九日 用瀬町 用瀬町農業協同組合協同撰果場

二十日 佐治村 佐治小学校

二十一日 智頭町 智頭中学校

二十六日 東伯郡関金町 山村開発センター体育館

二十七日 三朝町 山村開発センター

五月 六日 羽合町 羽合町農業協同組合共同撰果場

七日 東郷町 第五区公民館

十日 泊村 村民体育館

秋吉正之 下福田七二二一

筏津友春 別所一二七

徳岡 栄 東伯郡大栄町大字東高尾三七五

岩本 猛義 倉吉市上米積三七一

宮坂 宗保 服部三八〇一二

大田 金蔵 下福田六〇〇

谷口 保清 大谷一九六一一四

石脇 美夫 服部七九九

磯上 巖 国府九九〇一二

徳本 千忠 服部九七九一六

高岡 俊一 国分寺一六〇一一

早田 重喜 横田七〇四

米田 勇 下米積五五一

長田 達雄 国府四五九

徳田 早苗 福光四四二

久米ヶ原土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂本 寿雄 倉吉市下米積三二九

磯上 巖 国府九九〇一二

山本 晃 福光二七七

長田 清太郎 横田八三

秋吉 正之 下福田七二二一

